

事業仕分けにおいて「地方移管」とされた事業について

政府の行政刷新会議で進められている事業仕分けにおいて、「まちづくり関連事業」や「下水道事業」などが、「実施は各地方自治体の判断に任せる」など（以下「地方移管」と言う。）と結論づけられた。

地方自治体が、地域住民の意向や地域の実情を踏まえ、主体的に自らの責任で事業を実施していくことは、地域主権の観点から望ましいことである。

しかし、地方移管については、その財源のあり方や具体的な制度設計等について不安視する声も多いことから、平成22年度の予算編成等に当たっては、下記事項について十分留意するよう強く求める。

なお、政府が平成23年度から実施するとしている「一括交付金」の具体的な概念や配分方法等の制度設計はもちろんのこと、事業仕分けにおいて地方移管とされた事業についても国と地方の協議の場において十分に議論されるべきである。

記

- 1 地方移管の概念が明確でないため、早期に明らかにすること。
- 2 地方移管とする事業については、財源も確実に地方自治体に移すこと。その際、地方自治体の事業実施に支障が生じないように、現行補助金総額を確保すること。
- 3 財源を地方に交付するに当たっては、単に既存の補助金を統合するだけでなく、現在、地方債や地方交付税で財源措置されている当該補助事業に係る地方負担相当額を確実に財源措置すること。
- 4 地方自治体が効率的かつ適切に事業を行うためには、国の関与を可能な限り廃し、地方の自由裁量で実施できる仕組みとすること。

平成21年11月27日

全国知事会 一括交付金プロジェクトチームリーダー
岐阜県知事 古田 肇